異議申し立て書

阿智村選挙管理委員会　　井原康人委員長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年１２月１0日

提出者

　　　　　下伊那郡阿智村智里　　　　　　　　　亀割竹男

　　　　　下伊那郡阿智村智里　　　　　　　　　熊谷章文

趣旨

　令和２年11月８日投開票の阿智村議会議員選挙において、公職選挙法第九十条に基づく、第百四条、九十二条の二、それら関連する各条項に抵触する者が、それら条項において示されている事前辞職を行わずしての選挙活動及び、当選者となって議会議員の職務に当たるのは、同法律に違反していると考えられる。
ついては、阿智村選挙管理委員長の責任のなすところにおいて、これらの事前審査における情報開示と、それらの審査において受理した理由を明らかとされたい。

期限

　令和2年12月24日までに情報開示及び、理由を明らかとされたい。

　私事亀割竹男は、令和2年11月15日ごろ、阿智村選挙管理委員会井原康人選挙管理委員長に電話を入れ、令和２年11月８日投開票の阿智村議会議員選挙において当選された櫻井久江氏は、阿智村社会福祉協議会会長の職にあり、事前に辞職して立候補しなければ選挙違反になるのではと伺ったところ、井原康人選挙管理委員長は、「問題ない」と返答された。

だが、櫻井久江氏は、同年11月30日の日付において社会福祉協議会会長を辞職され、同年12月1日に小野恭志氏が阿智村社会福祉協議会会長とされている。しかしながら、櫻井久江氏は12月1日の時点においても、阿智村社会福祉協議会会長としてその任を行っているが、議員と社会福祉協議会会長の座を兼任することは出来ないと考える。
　ついては、櫻井久江氏が、事前に阿智村社会福祉協議会会長の職を辞職しなくても、公職選挙法に抵触しないと確認されたことを示し、現在も、その職を兼務していることへの説明を求め、異議を申し立てます。

別紙

該当候補者
1.　櫻井久江　　阿智村社会福祉協議会会長

2.　熊谷恒雄　　智里東自治協議会会長
3.　佐々木幸仁　一般財団法人阿智開発公社理事及び、上中関区自治
　　　　　　　　会事務局
4.　大嶋正男　　一般財団法人阿智開発公社監事
5.　小林義勝　　一般財団法人阿智開発公社理事及び、駒場区自治会
　　　　　　　　会長
6.　井原敏喜　　駒場区自治副会長
7.　田中真美　　一般社団法人満蒙開拓平和記念館団体職員（準公務
　　　　　　　　員）